



「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」 に基づく情報開示

DTCC データ・レポジトリ・ジャパン株式会社

情報開示金融市場インフラ：	DTCC データ・レポジトリ・ジャパン株式会社
金融市場インフラが事業を行う法域：	日本
金融市場インフラの規制・監督当局：	金融庁、日本銀行
情報開示日：	2024 年 7 月
詳細取り合わせ先：	DTCC データ・レポジトリ・ジャパン株式会社 電話番号：(+81) 03-3519-1670

なお、この文書は、<http://www.dtcc.com/> にも掲載されています。

Financial Markets. Forward.™

目次

1. エグゼクティブ・サマリー	3
2. 前回の情報開示以降の重要な変更点の概要	4
3. DDRJ の概要	5
4. 原則毎の説明	7
原則 1. 法的基盤	7
原則 2. ガバナンス	9
原則 3. 包括的リスク管理制度	14
原則 15. ビジネス・リスク	16
原則 17. オペレーショナル・リスク	18
原則 18. アクセス・参加要件	22
原則 21. 効率性・実効性	24
原則 22. 通信手段・標準	26
原則 23. 規則・主要手続・市場データの開示	27
原則 24. 取引情報蓄積機関による市場データの開示	29
5. 公表物	30

1. エグゼクティブ・サマリー

BIS 決済・市場インフラ委員会 – 証券監督者国際機構（以下、「CPMI-IOSCO」という。）は、支払・決済機関、証券預託機関、清算機関及び取引情報蓄積機関を含む金融市場インフラは、金融市場の強化並びに金融システムの安定化を促進する上で、不可欠であり、且つ重要な役割を果たしていると謳っています。金融市場インフラは、清算、決済、金融取引の情報蓄積のそれぞれ固有な機能を担い、金融市場安定化に貢献しています。DTCC データ・レポジトリ・ジャパン株式会社（以下、「DDRJ」という。）は、この金融市場インフラの一員である取引情報蓄積機関として、店頭デリバティブ取引情報の収集、作成、報告、及び保存を主たる業務として運営しています。また、CPMI-IOSCO は、金融市場インフラが適切に管理されている場合において、それら金融市場インフラは金融市場安定化の促進に大きな役割を果たすものとの見解を表明しています。

2012 年 4 月、CPMI-IOSCO は、金融市場インフラの機能を強化するため、国際基準となる「金融市場インフラのための原則（以下、「FMI 原則」という。）」を発表しました。FMI 原則は、24 の原則から構成されており、金融市場インフラが晒されている主要なリスク項目を主に網羅しています。FMI 原則の一つの主要な目的として、金融市場インフラが、CPMI-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、それぞれ担う業務において、それらに該当する FMI 原則への遵守状況を明瞭且つ包括的に開示するのを推し進めることにあります。

DDRJ は、米国の The Depository Trust & Clearing Corporation（以下、「DTCC」という。）を最終的な親会社とする日本の会社法に基づいて本邦に設立され、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）に基づき金融庁の監督に服する法人です。DDRJ は内閣総理大臣から指定を受けた取引情報蓄積機関として、ユーザーである金融商品取引業者等から提供された金利、為替、株式、信用の各アセット・クラスにおける店頭デリバティブ取引情報を、適切に作成、保存、及び金融庁に報告する業務を行っています。

DDRJ は、金融市場インフラである取引情報蓄積機関としての責務を果たすため、堅牢なリスク管理態勢を構築し実効性を持たせることが肝要であると認識し、DDRJ が晒されているオペレーショナル・リスク並びに関連するその他のリスクについて適正に把握し管理するため、DTCC グループとも協働し、取締役会も含めた組織的な管理体制を構築しています。

この文書は、「金融市場インフラのための情報開示の枠組みと評価方法」に基づき、DDRJ における FMI 原則への適合状況を公表するものであり、特段の指定がない限りにおいて、2023 年 12 月末時点の情報を開示するものです。なお、DDRJ は、金商法やその他法令規則に従い取引蓄積機関業務を運営しており、証券・資金決済、担保管理、証券等の受け渡し、並びに保管業務は行っておりません。そのため、FMI 原則における原則 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16, 19, 及び 20 は DDRJ の業務とは無関係であり、本稿では割愛するものです。

2. 前回の情報開示以降の重要な変更点の概要

DDRJは「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づきFMI原則の遵守状況に関する文書を2015年7月に最初に開示して以来、毎年7月に更新してまいりました。今回の更新にあたり、前回に公開された文書からの重要な変更点はありませんが、従前の記載内容をより明確化する観点から、いくつかの箇所について、適宜変更を加えております。

3. DDRJ の概要

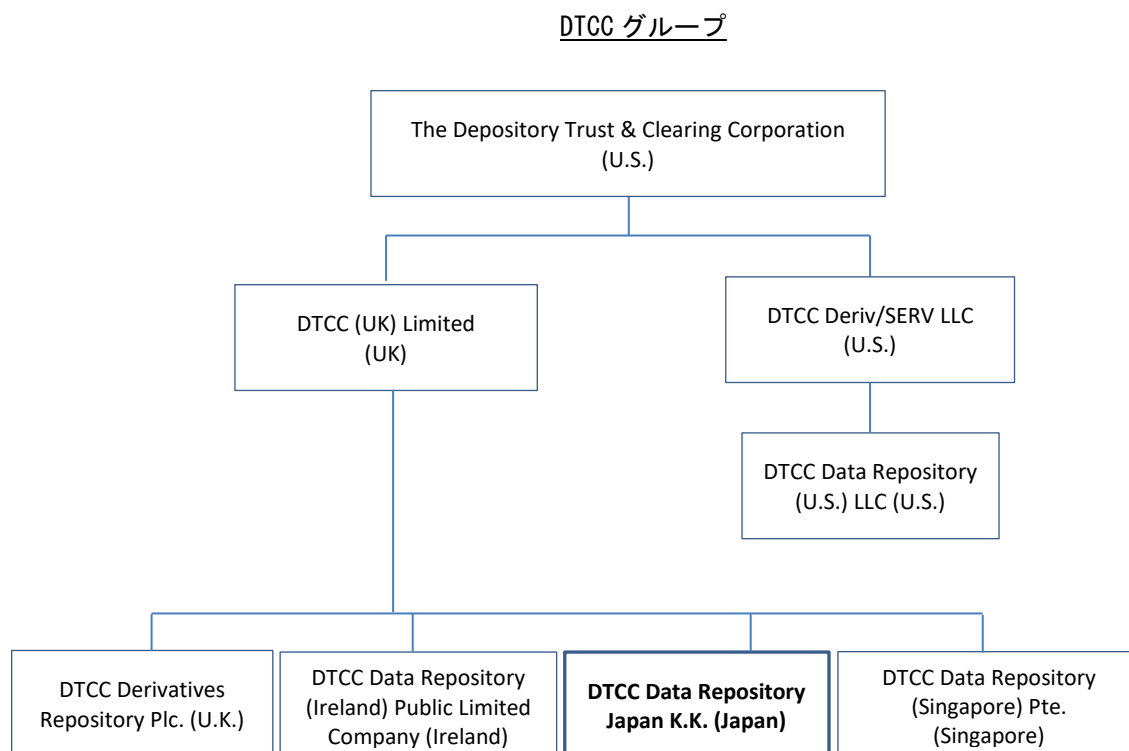
DDRJ は、DTCC グループが現在世界の主要な金融市場で運営している、金融監督当局から認可、登録、または指定を受けた取引情報蓄積機関の一つです。DTCC グループは、2009 年 G20 ピッツバーグ・サミットで合意された店頭デリバティブ市場における市場の透明性向上、システミック・リスクの削減及び市場濫用の防止という目的を達成するため、様々な資産クラス及びグローバルな機能を有する取引情報蓄積・報告制度を確立するための最前線に立っています。

DDRJ は、2013 年 3 月 8 日に内閣総理大臣から指定を受けた日本における最初の取引情報蓄積機関として、金商法及びその他関連法令規則等に従い、金融商品取引業者等から提供された取引情報を適正に作成、保存及び金融庁へ報告を行うことを主な業務としています。DDRJ は、現在、本邦における唯一の取引情報蓄積機関であり、現行の規制対象資産である金利、為替、信用、株式、及び暗号資産における店頭デリバティブ取引に関する取引情報蓄積業務を運営しています。

DDRJ の組織概要

DDRJ は、米国の DTCC を最終的な親会社とする日本の会社法に基づいて本邦に設立された株式会社です。DTCC は欧州、英国、北米、及びアジアの主要金融市場において、金融監督当局から認可、登録、または指定を受けた傘下の計 5 法人が取引情報蓄積機関として、取引情報蓄積業務を運営しています。なお、DTCC は、米国に設立された非公開の持ち株会社であり、傘下に証券預託機関（The Depository Trust Company（“DTC”））や清算機関（National Securities Clearing Corporation（“NSCC”）並びに Fixed Income Clearing Corporation（“FICC”））等の金融市場インフラを擁し、米国金融市場及び世界の金融市場における金融取引約定後の業務処理を担う主要な金融市場インフラとして確固たる地位を確立してきました。また DTCC の株主は、全て利用者である主要な金融機関で構成されており、金融市場における安全性並びに効率性の促進、ひいては金融システム全体の安定性に貢献するという経営理念の下、ガバナンス態勢を構築しています。

取引情報蓄積業務に関する DTCC グループの概要図は、以下に示す通りです。



Financial Markets. Forward.™

DDRJ は、DTCC グループの一員として同様な経営理念を適用しており、日本における金融市場インフラとして、堅牢なガバナンス及びリスク管理体制を構築しています。DDRJ の取締役会は、DDRJ の事業活動の全てを監督し、株主に対して説明する最終経営責任を負っており、2023 年 12 月末現在、1 名の代表取締役及び 3 名の非常勤取締役により構成されています。DDRJ の取締役は、リスク管理等を含む内部管理体制についても監督責任を有しており、包括的なリスク・プロファイルの検討並びにそれらのリスク管理状況、内部監査状況、及びコンプライアンスについての報告を取締役会における常設議題として内部管理体制についての状況を監督する枠組みを構築しています。

また、DDRJ は監査役設置会社であり、監査役は、取締役の業務執行の適法性を確保するため、会社の業務・財産の状況を調査することができる権限、取締役の不正行為を取締役会に報告するために取締役会の招集を請求できる権限及び株主に対して監査の結果を報告する権限等を有し、牽制機能としての役割を果たしています（詳細は、原則 2 ガバナンスを参照）。

法的及び規制上の枠組み

DDRJ は、内閣総理大臣から指定をうけた取引情報蓄積機関であり、金商法やその他関連法令規則等に準拠し、業務を運営しています。さらに、金融庁が策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」にも準拠しています。また、本邦に設立した株式会社として、会社法、商法、及び商法等にも準拠しています。

DDRJ は、金商法及び関連する内閣府令の規定に基づき、業務規程を策定し、また、取引情報蓄積業務の一部を関連会社に業務委託しています。

なお、DDRJ は、金融庁の監督・規制に服しているだけでなく、日本銀行法に規定された目的に基づき、他の金融市場インフラ同様、日本銀行からのオーバーサイトも受けています。

システムの設計と運用

DDRJ は、取引情報蓄積業務の一部を関連会社（DTCC Deriv/SERV LLC、以下「Deriv/SERV」という。）に業務委託しています。具体的には、店頭デリバティブ取引に関する取引情報の収集、取引情報の作成及び金融庁への報告業務であり、その業務に携わるシステムの開発・運用も委託しており、業務委託先の主要関係部署と定期的な会議を行い、業務委託先管理を適切に行っています。

4. 原則毎の説明的開示

原則 1 法的基盤

FMI は、関係するすべての法域において、業務の重要な側面についての、確固とした、明確かつ透明で執行可能な法的基盤を備えるべきである。

重要な考慮事項 1 :

法的基盤は、関係するすべての法域について、FMI の業務の重要な側面に関する高い確実性を与えるべきである。

DDRJ の業務活動は、金商法、民法、会社法、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」等の日本の法規に準拠しています。

また、金融庁が制定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」は、FMI の業務運営についての監督指針であり、DDRJ はこの監督指針にも遵守し金融庁による監督に服しています。

DDRJ の業務活動については、以下の観点からも、高い次元で法的基盤が確保されているものと考えております。

- (1) 金商法第 156 条の 67 に基づき、内閣総理大臣から取引情報蓄積機関としての指定を受け、金商法第 156 条の 71 並びにその他関連する内閣府令・監督指針に規定された業務を遂行していること。
- (2) 取引情報の作成及び保存義務の内容・詳細については、金商法第 156 条の 65 第 1 項及び関連内閣府令において規定されていること。
- (3) 取引情報の報告義務の内容・詳細についても、金商法第 156 条の 65 第 2 項及び関連内閣府令において規定されていること。
- (4) ユーザーとの間で締結される取引情報収集契約（参照準拠されている業務手順書も含む）及び金融庁の認可を得て業務規程を整備、遵守することも要請されており、その業務運営と管理体制について、金融庁による監督に服していること。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、明確で、理解しやすく、関係する法規制と整合的な、規則・手続・契約を備えるべきである。

DDRJ の業務規程、業務手順書、取引情報収集契約、並びにサービス利用に際して必要となる口座開設のためにユーザーから徴求する各種書式のいずれについても、外部の法律事務所との連携や、日本における取引情報蓄積機関としての指定を受ける申請手続過程において金融庁との協議を含む、徹底的な検証プロセスを経て策定されており、これらのプロセスの中で関係法令との整合性や妥当性が確認されております。

さらに、これらの各種規程・規則・契約書・書式等は、法令・規制の変更、提供するサービス内容の変更、並びに金融業界との議論等の結果に応じ、外部の法律事務所も交えて、随時検証し、必要に応じて金融庁との協議も経た上で、適時、適切に見直しを行っています。

特に、DDRJ の業務規程については、金商法第 156 条の 74 に基づき、法令上指定された項目を網羅するとともに、業務手順書の骨子や管理体制の概要等を記載し、業務規程策定・変更には、金融庁の認可を事前に得ることが要請されています。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、その業務の法的基盤を、関係当局、参加者および（関係する場合には）参加者の顧客に対して、明確かつ理解しやすい方法で説明できるようにすべきである。

DDRJ は、その活動の法的基盤や業務手順書、取引情報収集契約等の内容を理解してもらうために、関係業界との連携、並びに既存のユーザーや将来ユーザーとなることを希望する金融商品取引業者等への個別の機会等を通じて、その業務の法的基盤や業務規程、業務手順書、取引情報収集契約の内容について説明を行っております。

また、業務規程、業務手順書、取引情報収集契約、並びに本稿のようなディスクロージャー等は、DTCC グループのウェブサイトに掲示するとともに、業務規程や業務手順書等を変更する場合には、ユーザーに対して通知するだけでなく、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

重要な考慮事項 4 :

FMI は、関係するすべての法域において執行可能な規則・手続・契約を備えるべきである。そうした規則や手続に基づいて FMI によって取られる措置が、無効とされたり、覆されたり、差止めの対象となったりしないことについて、高い確実性が存在すべきである。

DDRJ の業務活動地域は日本に限定されていることから、取引情報収集契約及び業務手順書は（過去にニューヨーク州法を選択していたごく一部の既存ユーザーを除き）日本法を準拠法とし、東京地方裁判所の専属的裁判管轄に服する旨を規定していますが、日本法とニューヨーク州法は、いずれも、高い次元で法的な安定性と予測性を提供しています。

なお、取引情報収集契約及び業務手順書において、ユーザーには、(1) 当該契約書等に基づく義務を履行するために必要な能力と権限を有していること、(2) 取引情報収集契約は有効かつ法的拘束力のあるものであること、並びに(3) サービス提供に必要なシステムに接続することに法令上の問題はないこと、についてそれぞれ誓約して頂いています。

なお、これまで、裁判所が、DDRJ の業務規程や業務手順書に基づく業務活動や契約関係について、法的拘束力がないと判断した事例はありません。

重要な考慮事項 5 :

複数の法域において業務を行っている FMI は、法域間における潜在的な法の抵触から生じるリスクを特定・軽減すべきである。

DDRJ は、潜在的な法の抵触の問題について、関連業界、外部法律事務所、金融庁その他の監督当局から得られる最新の情報に基づいて、継続的にその特定や分析を行っています。

もっとも、以下の観点から、複数の法域にまたがる潜在的な法の抵触から生じるリスクは最小限に抑えられているものと考えています。

- (1) DDRJ の業務活動地域は日本に限定されていること、
- (2) DDRJ とユーザーに適用される業務規程の準拠法は日本法を指定していること、
- (3) 対象とする取引情報も日本国内の金融商品取引業者等に関するものに限定されていること、
- (4) 取引情報蓄積機関という業務の性格から、取引自体の清算・決済・担保処分に関する複数の法領域間にまたがる法の抵触問題に巻き込まれる可能性はないこと、

原則 2 ガバナンス

FMI は、明確かつ透明なガバナンスの取極めを設けるべきである。そうした取極めは、FMI の安全性と効率性を促進し、広く金融システム全般の安全などの関係する公益上の考慮事項と関係する利害関係者の目的に資するものであるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、その安全性と効率性を優先するとともに、金融システムの安全などの関係する公益の考慮事項に明示的に資することを目的とすべきである。

DDRJ は、本邦において内閣総理大臣から指定を受けた唯一の取引情報蓄積機関として、2009 年の G20 ピッツバーグ・サミット合意に基づき、店頭デリバティブ市場の透明性の向上、金融市場におけるシステミックリスク削減及び市場濫用の防止を目的とし、全ての店頭デリバティブ取引情報を取引情報蓄積機関に集約させるという精神に則り、関係法令を遵守し、取引情報蓄積業務を運営しています。

DDRJ を傘下におさめる DTCC は、金融市場インフラとして、業務の安定性及び効率性を確保し、金融市場の秩序を保ち、且つ市場の安全性向上に資することを目的とし、公益性を高める理念に基づいて世界的に活動しています。DDRJ の経営方針・目的は、ガバナンスや経営方針に関する規程等にも明記されており、DDRJ は DTCC グループの一員として、DTCC グループが年次に策定する戦略的な企業・経営目標を踏襲します。この企業・経営目標は、法令遵守、金融市場への貢献、リスク管理、財務状況分析等、多角的な観点から検討され、最終的には取締役会での議論を経て策定されます。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、業務遂行とその責任体制を明確に定める、文書化されたガバナンスの枠組みを備えるべきである。こうした枠組みは、所有者、関係当局、参加者のほか、概略のレベルでは、公衆にも、開示すべきである。

DDRJ は、最終的な親会社を米国の DTCC に持ち、日本の会社法に基づいて設立された株式会社です。

DDRJ は金商法やその他関連法令・監督指針に基づき金融庁の監督に服する金融市場インフラであり、ガバナンス上の基本的な項目を定める定款だけではなく、業務分掌等に関する社内規則も備えており、会社法、金商法、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令」、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」及びその他の法令に定められている取引情報蓄積機関のガバナンスに関する要件との整合性を確保しています。

DDRJ のユーザーとの契約関係や規律を規定する取引情報収集契約、業務規程、業務手順書、さらには、重要な告知事項等は、DTCC グループのウェブサイト上に掲示することで全てのユーザーがいつでも確認できるようにしています。

また、DDRJ は監査役設置会社であり、監査役は、株主総会において選任されるとともに、取締役の業務執行の適法性を確保するため、会社の業務・財産の状況を調査することができる権限、取締役の不正行為を取締役に報告するために取締役会の招集を請求できる権限及び株主に対して監査の結果を報告する権限等が会社法により付与されています。

重要な考慮事項 3 :

FMI の取締役会（以下、それに相当するものを含む）の役割と責務は、明確に定められるべきである。また、メンバーの利害対立を特定・対処・管理する手続を含む、取締役会の機能に関する文書化された手続が存在すべきである。取締役会は、取締役会全体と各メンバーの双方の業績を定期的に評価すべきである。

Financial Markets. Forward. ™

DDRJ の取締役会は、DDRJ の事業戦略及び事業運営の監督を行い、株主並びに利害関係者に対して経営監督責任を負っています。取締役会の主な職務、権限及び機能等は、会社法やその他関連法令に準じて、定款及び DDRJ の「取締役会規程」に定められています。

取締役会の主な職務には、以下の事項を承認・決定することが含まれます。

- ・ 業務運営計画を含む DDRJ の経営方針・戦略・目的
- ・ 年次予算・投資提案
- ・ 内部管理、リスク管理、財務報告及び法令等遵守の十分性確保のための内部統制システム
- ・ 代表取締役の選任及び解任

取締役会と個々の取締役の利益相反への対処については、取締役会においてその重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない旨が会社法で規定されています。これには、取締役が、DDRJ の事業分野における取引、及びその他 DDRJ と取締役との利益が相反するような取引をしようとする場合が含まれます。

また、監査役は、取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があったときは、その旨を遅滞なく取締役会に報告するほか、その調査の結果を株主総会に報告することが会社法で義務付けられています。

さらに、取締役会の決議について特別の利害関係を有する取締役は、決議に加わることができない旨が会社法で規定されています。

利益相反管理に関する具体的な社内手続は DDRJ の利益相反解決指針並びに取締役会規程等においてもそれぞれ定めております。それらの方針・規程は、必要に応じて、随時、見直しを実施します。

取締役の資格要件は金商法上及び定款・取締役会規程等でも規定されており、各取締役は、取締役会と個々の取締役に関する業績について、年次評価を実施することとしています。

また、取締役会全体の業績については、株主総会に提示する事業報告書等を通じ、事業計画の達成状況や財務状況の報告を行うことにより、株主への情報公開も行っています。

重要な考慮事項 4 :

取締役会は、その多様な役割を果たすための適切な能力とインセンティブを持つ相応しいメンバーにより構成されるべきである。通常、取締役会には、業務執行の責務を持たないメンバーを含むことが必要である。

金商法は、取引情報蓄積機関が「取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する」者により構成されることを要求しており、DDRJ の取締役においてもその要求に沿った人選を行い、金融庁に報告しています。

現在、DDRJ の取締役会は代表取締役 1 名、及び非常勤取締役 3 名（DTCC ないしその傘下子会社の取締役等、DTCC グループ内の上級管理職から選出）の合計 4 名で構成され、金融業界での豊富な実務経験、知識、経営能力等を有する上級幹部経験を経た人材で構成されています。

なお、DDRJ では現在 DTCC グループ以外の外部から取締役を招いていませんが、業務執行から独立した監査役を選任していることに加え、最終的な親会社である DTCC においては外部取締役を選任しており、グループ全体として見れば、ユーザーを含めた外部取締役の意見は、弊社において現在選任されている取締役の見識や意見を通じて、ある程度、弊社の経営・監督機能にも反映されております。

重要な考慮事項 5 :

経営陣の役割と責務は明確に定められるべきである。FMI の経営陣は、FMI の運営やリスク管理の責務を果たすために必要となる十分な経験・多様な能力・高潔性（Integrity）を備えるべきである。

DDRJ の経営陣は、DDRJ の業務運営全般について経営責任を担っています。その役割を遂行するにあたり、DDRJ の経営陣は、各部署の管理者・担当者を指揮・監督しながら、日々の業務運営を行っています。

DDRJ の経営陣の責務は、ガバナンスの取決めや経営方針に関する規程等において明記しており、また、業務目標についても DTCC グループ全体で実施する業務目標の設定・達成評価手続を遵守しています。

DDRJ は DTCC グループの人事部方針に従い上級管理職を選定しています。また、DDRJ は人材開発と人材承継計画についても DTCC グループが策定している人事関連方針に準じています。上級経営管理職の採用・選定に際しては、DTCC グループ内の上級管理職と DDRJ の取締役の一部も採用・選定手続に参加します。

さらに、DDRJ の経営陣は、会社法、金商法等が求める資格要件を満たしています。事実、DDRJ の経営陣は、金融商品取引業者等の経営管理、取引の決済清算業務や取引情報蓄積業務、さらには、リスク管理や IT 等についての多様な経験と深い知識を有しています。

DDRJ の取締役会は、会社法に定める手続に基づき、職務遂行を怠り、又は、DDRJ の評判を失墜させた取締役の解任を決議し、株主総会の決議を求める権限を有しています。

重要な考慮事項 6 :

取締役会は、明確かつ文書化されたリスク管理態勢を構築すべきである。こうした態勢には、FMI のリスク許容度に関する方針を含め、リスクに関する諸決定についての遂行と説明の責任を割り当て、危機時や緊急時の意思決定を取り扱うべきである。ガバナンスの枠組みは、リスク管理と内部統制の機能が、十分な権限、独立性、資源および取締役会へのアクセスを有していることを確保すべきである。

DDRJ は、DDRJ が晒されているリスクを特定し、適切に管理する規定として、DTCC グループが策定したリスク管理方針を遵守しています。DTCC グループのリスク管理方針は、DTCC のリスク管理委員会の承認を必要とし、戦略的リスクやオペレーショナル・リスクを網羅する包括的なリスク許容度文書を含み、明文化され定期的に見直し・更新を行っています。

また、DDRJ を含む DTCC グループは、上述のリスク管理方針と枠組みの遵守を全社的に確保するために、包括的なリスク管理態勢を整備し、その遵守状況の報告が定期的に行われ、必要に応じて、適切な対処が行える環境を確保しています。[詳細は原則 3（包括的リスク管理制度）を参照]

DTCC グループが策定しているオペレーショナル・リスク管理の枠組みは以下の要素から構成されています。

- リスク許容度
- 障害事象等のデータ収集
- リスク・プロファイル
- 内部監査等における指摘事項や問題事項の追跡
- 得られた教訓（Lessons Learned）
- 経営陣及び取締役会へのリスク管理状況の報告
- リスク許容

Financial Markets. Forward.™

- 第三者サービス提供者管理
- エンド・ユーザー・コンピューティング管理

また、オペレーショナル・リスク管理では、以下のようなリスク分野に分類して分析が行われます。

- 財務関連リスク
- 法令・規則遵守リスク
- 事務プロセス関連リスク
- 情報システムリスク
- 業務継続性リスク
- サイバー及び情報管理リスク
- 人材・人事関連リスク
- モデル・リスク
- 第三者サービス提供者リスク

DDRJ の取締役会は、経営陣に対して、DDRJ が晒されているリスクを管理する責任を委ねており、DDRJ の経営陣は、各リスク分野毎に目標値と実績値を記載したリスク管理項目に係る基準表（メトリックス）を記載した DDRJ のリスク・プロファイルに基づいて、日常業務において想定されるリスクを適切に把握、評価、管理、監視、報告することにより、規制・監督当局の要求基準も充足するようなリスク管理体制を敷いています。

DDRJ の取締役会は、上記の包括的なリスク管理制度の下、包括的なリスク管理状況に関する報告を常設の議題とすることとしており、当該リスク・プロファイルはその報告の際の資料として活用されています。これは、DDRJ の経営陣がリスクについて、適切に把握、管理、低減化措置を実施する責任を有しており、取締役会にはそれを監督する責任があるという認識に基づくものです。

取締役会は、必要とあれば、リスク管理状況を実地検証する権限を有するとともに、リスク管理状況に関する定期報告等を踏まえて、DDRJ のリスク管理状況を評価、承認するとともに、DDRJ におけるリスク管理体制の確立、運営とそれらの機能が適切に発揮されているか検証する監督責任を有しています。

DDRJ のビジネス・リスク管理室は、リスク管理に関する業務を所管し、DTCC グループのオペレーショナル・リスク管理部門やシステム・リスク管理部門と綿密な連携を取りながら、DDRJ が晒されているリスクの特定、査定、及び監視を行い、適切な管理態勢を関連部署と連携しながら構築し、重要なリスクに関しては、DTCC グループ傘下の他の法人への影響も考慮し、DTCC グループの関連部署へ報告も行います。

さらに、DTCC グループの内部監査部門は、DTCC グループ傘下の子会社等及び DTCC グループ全体のリスク管理体制とその統制環境を独立した立場から検証し、グループの基準を満たすために必要な対応策が実施されているかどうかを査定する役割を有しています。

また、DDRJ は監査役設置会社であり、監査役が独立して取締役会に直接に報告できる体制となっています。

重要な考慮事項 7 :

取締役会は、FMI の制度設計・規則・全体的な戦略・重要な決定事項が直接・間接参加者などの利害関係者の正当な利益を適切に反映していることを確保すべきである。重要な決定事項は、利害関係者と（市場への広範な影響がある場合には）公衆に対し、明確に開示すべきである。

DDRJ は積極的に監督当局を含めた金融市場関係者と連携し、重要な金融市場インフラの一員としての役割を果たすよう努力しています。

DTCC グループに影響を与えるような重大な事柄については、DDRJ の取締役会の判断・指示により、必要に応じて、DTCC グループの主要経営陣及び関連部署等にも報告されます。

また、ユーザーにも影響がある重要な事項に関しては、重要通知として DTCC グループのウェブサイトを通じてユーザーに公表されるとともに、経営陣や取締役会がその事項の重大性に鑑み、必要だと判断した場合は、公表や関係監督当局に対しても適切に報告等を行います。

原則 3 包括的リスク管理制度

FMI は、法的リスク・信用リスク・資金流動性リスク・オペレーショナル・リスクなどのリスクを包括的に管理するための健全なリスク管理態勢を構築すべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、FMI に発生する、または FMI が晒されている様々なリスクを特定・計測・モニター・管理できるよう、リスク管理の方針・手続・システムを備えるべきである。リスク管理態勢は定期的に見直されるべきである。

DDRJ におけるリスク管理の枠組みは、DTCC グループのリスク管理方針に基づき構築されています。具体的には、財務関連リスク、法令・規制遵守リスク、事務プロセス関連リスク、情報システムリスク、業務継続性リスク、サイバー及び情報管理リスク、人材・人事関連リスク、モデル・リスク、並びに第三者サービス提供者リスクといったものに分類されるオペレーショナル・リスク、並びに一般的な業務関連リスク、及び新規業務関連リスクといったものに分類される戦略的なリスクといった 2 つの大きな種類のリスクに分類して、リスクを把握・管理します。

なお、DDRJ は、固有リスク、各固有リスクに対するコントロールの有効性、及びそれぞれの残余リスクに分類し、ビジネス・リスク管理室が策定するリスク・プロファイルに基づいてリスク及びその管理の評価・検証を行っており、また、リスク許容度文書において明記されている各リスク分野についても評価をしています。DDRJ の取締役会は、経営陣に対して、各リスク分野のリスク許容度を基準にした個別リスクの日々の管理責任を委ねておりますが、DDRJ 経営陣が行うリスク管理状況を一般的に監督する義務を負います。

主要な金融市場において運営している取引情報蓄積業務の根幹を担うシステムの運営は Deriv/SERV が管轄しており、Deriv/SERV レベルにおいて、リスク許容度文書を策定し、各リスク分野におけるリスク許容度に対するリスク度を検証しています。

更に、効果的なリスク管理態勢として、DDRJ を含む DTCC グループは、3 つの防御ライン体制を敷くという管理手法を採用しています [詳細は原則 17 (オペレーショナル・リスク) を参照]。

また、DDRJ は一部業務を関連会社に委託していることから、業務委託先管理も経営・リスク管理上重要課題であるという認識に基づいて、定期的に業務委託先主要関係部署と会議を設定し、業務委託先に対する監督体制の確立と委託業務の運営状況に関する検証を行っています。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、参加者や（関係する場合には）その顧客に対して、各自が FMI にもたらすリスクを管理・抑制するインセンティブを与えるべきである。

DDRJ は、取引情報蓄積業務を運営しているため、その業務の性格上、信用リスク、市場リスク、流動性リスクといったリスクにはほぼ晒されていませぬので、リスク管理の軸をユーザーに起因するものを含めたオペレーショナル・リスク管理や戦略リスク管理にしています。

ユーザーに起因するオペレーショナル・リスクについては、当該リスクを低減化するという観点から、DDRJ の業務規程及び業務手順書等において、ユーザーの取引情報提供用システムへのアクセスを取り消す措置、除名処分手続、懲戒処分手続、罰金処分等に関する条件を明確に規定しています。なお、当該処分の適用にはユーザーが取引情報収集契約、業務規程、並びに業務手順書等の定め違反した場合、DDRJ の合理的な指示に従わない場合や、ユーザーのシステム運用が DDRJ のシステム運用に重大な悪影響を与えるような場合も含まれます。なお、DDRJ は、ユーザーが適切に取引情報の提供が行えるよう、適宜必要な情報やサポートを提供しています。

Financial Markets. Forward. ™

重要な考慮事項 3 :

FMI は、相互依存関係の結果として他の事業主体（他の FMI、決済銀行、流動性供給主体、サービス業者など）との間に生じる重要なリスクを点検するとともに、これらのリスクに対処するための適切なリスク管理手法を構築すべきである。

DDRJ が運営する取引情報蓄積業務において、相互依存関係にある主要な他の事業主体としてはユーザー及び一部業務を委託している業務委託先が該当します。仮にユーザーが、何らかの理由で取引情報報告を行えない場合には、当該ユーザーの取引情報を DDRJ が受信できていない状態であり、DDRJ の業務運営には影響がなく、係る取引情報について、DDRJ が取引情報の作成、監督当局への報告、並びに取引情報の保存は行われないことになります。

また、DDRJ はその主たる業務の性格、利用者が本邦の金融商品取引業者等である点、並びに堅牢なコントロールを構築している点に鑑み、制裁リスクからもほぼ晒されていません。

DDRJ は一部業務を関連会社に委託しており、当該業務委託先や DTCC グループ外の第三者サービスプロバイダー管理も経営・リスク管理上重要課題であるという認識に基づいて、厳格な第三者サービスプロバイダー管理や、定期的な業務委託先主要関係部署と会議により、業務委託先に対する監督体制の確立と委託業務の運営状況に関する検証を行っています。

なお、DDRJ は取引情報蓄積業務を主たる事業として運営しているため、他の事業主体（特に他の FMI 等）との相互依存関係に由来する信用リスク、市場リスク、流動性リスクといったリスクには晒されていません。

重要な考慮事項 4 :

FMI は、重要な業務・サービスが提供できなくなるおそれのあるシナリオを特定し、再建や秩序立った撤退を含めたあらゆる選択肢の実効性を評価すべきである。FMI は、その評価に基づき、再建や秩序立った撤退のための適切な計画を策定すべきである。また、可能であれば、監督当局に対して再生・破綻処理計画の策定に必要な情報を提供すべきである。

DDRJ や DTCC グループの取締役会等において、事業展開の困難性や収益性の観点から、取引情報蓄積業務を休止または撤退するという経営判断が下されることにより、取引情報を収集、作成、保存、報告するための技術的なプラットフォームを提供する取引情報蓄積機関である DDRJ が、事業を休止するといった事態が想定され、そのような状況に陥った場合は、報告された取引情報の秩序ある移転が重要であると認識しています。

そのような経営判断に至る原因としては、以下のものが想定できます。

- ・取引量が想定以上に減少することによって手数料収入が著しく減少したり、競合他社が台頭することによって、市場占有率が著しく低下してしまうこと。
- ・法令上の要件に対応するため等のために、経済合理性を欠いてしまう程度にまで業務運営費用が増加すること。
- ・行政処分や法人罰を科されるといったことにより想定外の費用が発生してしまうこと。

DDRJ としては、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に従い、適切な資本金を維持し健全な財務状況を確保し、可能な限り、DDRJ の業務を停止することが必要となるような事態の発生を最小限に抑える努力を払っていますが、万が一、DDRJ の業務休止・解散手続が必要となった場合には、事前から金融庁に相談し、やむを得ず業務休止や解散が避けられないとなった場合には、金融庁の認可を予め得るという金商法上の要件を遵守するだけでなく、会社法、定款の要件も充足し、さらには、監督当局や各利害関係者とも連携して適切に対応します。

原則 15 ビジネス・リスク

FMI は、ビジネス・リスクを特定・モニター・管理するとともに、潜在的な事業上の損失が顕在化した場合に継続事業体としての業務とサービスを提供し続けることができるよう、こうした損失をカバーする上で十分な、資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。さらに、ネットベースの流動資産額は、不可欠な業務とサービスの再建や秩序立った撤退を確実にするために常時十分なものとすべきである。

重要な考慮事項 1：

FMI は、事業戦略の杜撰な執行より生じる損失、負のキャッシュフロー、予想外に過大な営業費用を含む、ビジネス・リスクを特定・モニター・管理するための強固な管理・コントロールのシステムを備えるべきである。

DDRJ は、業務成績、重要業績評価指標、及び金融市場動向の分析等に基づいて、一般的なビジネス・リスクを見極めています。

DDRJ における一般的なビジネス・リスクには、減損処理に繋がるような財務状況の悪化の可能性も含まれると考えられます。そのような財務状況の悪化は、予期せぬ取引量の減少、景気の悪化、市場における外部要因による特定事象の発生や変動、競合他社の市場参入といった競争圧力の高まり、DDRJ ないしユーザーに影響を与えるような規制環境の変化、更には、予期せぬ過大な営業損失の発生といったような、様々な要因によって引き起こされる場合があります。

以上のようなリスク要因を的確に把握、モニター、及び管理するため、DTCC グループで策定される資本管理政策には、詳細な年次の予算計画を綿密に策定し、DTCC グループ全体並びにグループ傘下の各法人単位においての資本管理計画にも反映されます。具体的には、DDRJ が現状及び将来の予測分析に基づき業務を運営する上で適正な資本金を維持し、様々なリスクにも対応できる財務資源を準備・確保する目的も含まれており、DDRJ が業務を戦略的に拡大する可能性がある場合にも必要な財務資源を提供できる体制を構築しています。

DDRJ 及び DTCC グループでは、このようなビジネス・リスクを管理するために、年次事業計画の達成状況、財務状況、及びリスク・プロファイルの分析・精査並びに主要関係部署との協議を継続的に行い、システムリスクを含むオペレーショナル・リスクや投資リスクの管理を原則 3（包括的リスク管理制度）で述べた包括的なリスク管理の枠組みに基づいて行っています。

重要な考慮事項 2：

FMI は、事業上の損失が発生した場合に継続事業体として業務・サービスを提供し続けることができるよう、資本（例えば普通株式、公表準備金などの内部留保）を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI が保有すべき資本を財源とするネットベースの流動資産の額は、そのビジネス・リスクの特性と、必要に応じて、不可欠な業務・サービスの再建や秩序立った撤退が行われる場合に、それに要する期間の長さによって決定すべきである。

DDRJ は、一般的な業務上のリスク管理の観点並びに「清算・振替機関向けの総合的な監督指針（VI-2-1 の資本の充実）」や CPSS-IOSCO が公表した「金融市場インフラのための原則」で示された資本管理基準に則り、少なくとも当期の営業費用 6 か月分（減価償却費を控除後）に相当する額の資本金を維持しており、それらを現在全て流動性の最も高い現金で保有しています。

また、DDRJ は、上述の資本を財源とするネットベースの流動資産が十分に確保できているかどうかを、原則 3（包括的リスク管理制度）の箇所で説明した包括的なリスク管理の枠組みの下、収益・営業費用の推移等を定期的且つ継続的に精査し、仮に資本ないし純資産の額が上記の水準に近づきそうな場合には、親会社から追加出資を受け入れることができる体制を構築しております。

Financial Markets. Forward. ™

重要な考慮事項 3 :

FMI は、再建と秩序立った撤退のための実行可能な計画を保持すべきであり、この計画を実行する上で十分な資本を財源とするネットベースの流動資産を保有すべきである。FMI は、少なくとも当期の営業費用の 6 カ月分に相当する資本を財源とするネットベースの流動資産を最低限保有すべきである。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する財源とは別のものである。ただし、国際的なリスクベースの自己資本基準に基づいて保有する資本は、二重規制を回避する上で関連性があり、適切である場合は、資本に含めることができる。

DDRJ は仮に自主的に業務休止をせざるを得ない状況に陥った場合には、金融庁の認可を予め得るという法令上の要件を遵守するだけでなく、監督当局を含め、その他の利害関係者と緊密な連絡・調整を図りながら、可能な限り、事務的、技術的、法的に円滑な業務の移転に最善を尽くす体制を整備する所存です。

DDRJ は、予算計画策定の際にも、業務運営上のリスクを踏まえて必要となる資本額を定期的に評価・算定しています。

また、本件に関しては、上記原則 15 の重要な考慮事項 2 及び原則 3 の重要な考慮事項 4 の説明も併せて参照ください。

重要な考慮事項 4 :

ビジネス・リスクをカバーするために保有する資産は、FMI が厳しい市場環境を含む様々なシナリオの下で、当期や将来の営業費用を賄えるために、質が高く十分に流動性のある資産として保有すべきである。

DDRJ は少なくとも当期の営業費用 6 か月分（減価償却費を控除後）に相当する額の資本金を維持しており、それらを全て流動性の最も高い現金で保有しています。なお、DDRJ が遵守する DTCC グループの堅実且つ保守的な投資方針では、投資可能対象商品を市場価格変動性の著しく低いものに限定されており、高質で十分な流動性のある資産の確保を担保しています。

重要な考慮事項 5 :

FMI は、仮に資本水準が必要とされる額に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を保持すべきである。この計画は、取締役会の承認を受け、定期的に更新されるべきである。

仮に、DDRJ が追加的な資本を必要とするような状況になった場合、DDRJ の最終的な親会社である DTCC は、DDRJ の直接の親会社を通じて、追加的に財務資源を投入する体制が構築されています。

また、DDRJ は最終的な親会社である DTCC における戦略的な資本計画の中に組み込まれており、当該資本計画は、法規制上の観点、経済的観点、戦略的観点から評価・分析した必要な資本額、資本政策、DTCC や傘下子会社の機関での検討を踏まえて、策定されます。

DDRJ 自身においても、DTCC グループの財務部門とも協議しながら、予想される業務運営上のリスク、予算と決算との乖離状況、経費支出状況、収益見込み状況の推移を継続的に把握するとともに、「清算・振替機関向けの総合的な監督指針」で示されている資本と流動性の健全性確保に関わる基準も加味しながら、増資の必要性を含めた、適時・適切な資本充実策を実施しています。DDRJ の取締役会は、DDRJ の財務状況を適時モニターしており、仮に追加的な資本が必要となる場合には、取締役会の承認が必要となる体制を構築しています。

原則 17 オペレーショナル・リスク

FMI は、オペレーショナル・リスクをもたらし得る内部・外部の原因を特定し、適切なシステム・手続・コントロール手段の使用を通じて、その影響を軽減すべきである。システムは、高度のセキュリティと事務処理の信頼性を確保するように設計するとともに、適切かつ拡張可能性を持った処理能力を備えるべきである。業務継続体制は、広範囲または重大な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、オペレーショナル・リスクを特定・モニター・管理するため、適切なシステム・方針・手続・コントロール手段を備えた頑健なオペレーショナル・リスク管理の枠組みを設けるべきである。

DDRJ におけるリスク管理は、DTCC で策定された DTCC グループ全体を対象とする包括的なリスク管理の枠組みに準じています。この包括的なリスク管理の枠組みは、種々の事業活動・運営から生じるリスクを管理する目的で策定され、リスクの把握、査定、評価、モニター、軽減、報告等のプロセスも含まれているものです。DTCC におけるリスク管理に対する基本的な手法は、グループ全体のリスク管理枠組みにも反映されていますが、リスクの分野毎に固有リスク（即ち、リスクを低減化するためのコントロールの有効性を考慮しない）を特定・評価した上で、現状ないし追加的なコントロールの有効性を考慮した結果として残余リスクを把握し、管理します。

DDRJ は、リスク管理を効果的に行うため、DTCC グループの関連部門と協働し、3 つの防御ライン体制を敷くという管理手法を採用しています。

第一防御ラインには、業務・業務支援部門と、業務部門と密接に協力しながら日々の業務上のリスクを把握、管理する役割を担うビジネス・リスク・マネジャーが属しています。

第二防御ラインには、管理部門として、社内におけるリスク管理に関する基準を設定し、その基準を遵守するための方法等について指導、助言するとともにその遵守状況を監視する役割を担うオペレーショナル・リスク管理部門、コンプライアンス部門、IT リスク管理部門、情報管理部門、業務継続性体制管理部門等が属しています。

第三防御ラインには、独立した客観的な立場で監査や指導を実施することにより、第一防御ライン、第二防御ラインのあるべき姿を含めた有効的な内部管理体制の確立・維持を支援する役割を担う内部監査部門が属しています。内部監査部門は、各業務分野における潜在的なリスクの評価とそれに対応する管理措置の内容に応じたリスク・ベースの年次監査計画を策定しており、対象部門に対する監査実施頻度を 18 か月に一度から 4 年に一度までの範囲に分類設定しています。更に、業務部門における主要達成指標や主要リスク指標の推移も適時監視しながら、業務部門が置かれている環境の変化も視野に入れて、必要であれば、臨時の監査も実施することができます。

更に、DDRJ の最終的な親会社である DTCC グループで策定されたオペレーショナル・リスク管理の枠組みの下では、オペレーショナル・リスク管理部門が主体として以下のような項目を把握するような体制を構築しています。

- ・ リスク許容度
- ・ 障害事象等のデータ収集
- ・ リスク・プロファイル
- ・ 内部監査等における指摘事項や問題事項の追跡
- ・ 得られた教訓 (Lessons Learned)
- ・ 経営陣及び取締役会へのリスク管理状況の報告
- ・ リスク受容
- ・ 第三者サービス提供者管理

Financial Markets. Forward.™

・エンド・ユーザー・コンピューティング管理

また、DDRJは取引情報蓄積業務を適切に行うために、それを実現する資質を有する人員を十分に確保できるように継続的に努力しています。従業員は、内部研修、オンライン研修、外部研修等の機会を通じて、リスク管理の能力、管理職としての能力、さらには、業務知識を身に付ける機会が与えられています。なお、従業員が業務を適切に執行するようDDRJは、職員の行動指針を示したDTCCグループの倫理規程を遵守することを徹底しています。

重要な考慮事項2：

FMIの取締役会は、オペレーショナル・リスクに対処する役割と責任を明確に定義すべきであり、FMIのオペレーショナル・リスク管理の枠組みを承認すべきである。システム・運用方針・手続・コントロール手段については、定期的または重大な変更後に、評価・監査・検証すべきである。

DDRJの経営陣には、リスク管理の枠組みにおいて、リスクを適切に把握、管理、低減化措置を実施する責任が明確に課されています。一方、取締役会にはそれを監督する責任があり、包括的なリスク・プロファイル並びにリスク管理状況についての報告を常設議題とし、取締役会にて説明及び検討がなされています。

取締役会規程に記載されているその役割と責任に基づいて、取締役会は、こうしたリスク管理状況に関する報告等を踏まえて、DDRJのオペレーショナル・リスク管理を含めたリスクとその管理状況を評価、検証しています。

重要な考慮事項3：

FMIは、事務処理上の信頼性の目標を明確に定義し、そうした目標を達成するよう意図された方針を有すべきである。

DDRJは、事務処理上の信頼性を確保するため、様々な種類の指標を活用して、業務運営上のリスク管理状況を把握しています。取締役会に報告しているDDRJのリスク・プロファイルにおいては、一般的な業務関連リスク、事務リスク、ITシステム関連リスク、法務・コンプライアンス・リスク、人材関連リスク、モデルリスク、委託先管理等に関する、各リスク分野において、測定基準（KPI及びKRI）を設定し、その目標基準と実際の達成値を検証・分析管理しています。このような測定基準は、リスク許容度文書にも明記されています。

各測定指標の実績及び目標値との乖離を全体的に把握し、DDRJにおける業務運営の安定性を確保するばかりではなく、係る指標についての検証・分析について、業務委託先の主要関係部門とも定期的に議論を重ねています。

重要な考慮事項4：

FMIは、増大するストレス量を処理し、サービス水準の目標を達成するための適切な拡張可能性のある処理能力を確実に備えるべきである。

DTCCグループ全体で、システム容量計画、需要予測、稼働実績、スケーラビリティ、最大値計測及び想定される極限状況下での稼働能力についての検討・分析・管理をする枠組みが構築されており、DDRJもその枠組みに準拠しています。

この枠組みにおいてDTCCグループの関連各部署は、予想されるシステム処理容量指標を日次、週次、月次で管理するとともに、年次でも検証します。

具体的には、DTCCの担当部署が一定の閾値についてDTCCグループ内の他の関連部門と合意した上、それを測定基準に設定し管理していきます。実際の測定基準には情報記憶容量、ディスク保存容量、

CPU での演算処理容量に関する指標が含まれます。必要に応じて想定最大容量の見直しを実施するようプログラムも組んでいます。

また、これらの分析結果は既述の業務委託先管理の枠組みにおいても検討項目としており、DDRJ は関係部署から定期的に提供される資料に基づいて協議を行っています。

重要な考慮事項 5 :

FMI は、すべての潜在的な脆弱性と脅威に備える、包括的な物理的セキュリティと情報セキュリティに関する方針を備えるべきである。

DDRJ は、DTCC グループが策定する包括的な物理的・情報セキュリティ管理方針に準じグループ全体の管理体制に組み込まれています。DTCC グループの所管部署は、グループ全体での包括的な枠組みに基づき、セキュリティ・リスクを把握、モニター、管理、報告する体制を構築しており、グループ全体の施設における脆弱性を把握し対処する体制を敷いています。このような体制の下、全ての重要な施設については、保守管理担当者が実際に実地調査を実施するとともに、他の代替施設の検討も行っています。なお、何らかの改善点が必要と判断された場合には、内部体制や社内手続を適宜見直しています。

また、DDRJ は DTCC グループ全体の情報セキュリティ管理の枠組みにも準じており、グループ全体を網羅する情報セキュリティ管理体制（ISO/IEC 27001:2013 取得）に組み込まれています。IT の観点では、システムの脆弱性を察知する包括的なプログラムを運営している上に加えて、外部から社内システムへの不正侵入に対する対応・管理に関する包括的なプログラムも策定されており、DDRJ も含め DTCC グループ全体を網羅するような運営がなされています。

重要な考慮事項 6 :

FMI は、広範囲または重大な障害発生を招き得る事象を含む、重大な事務処理障害のリスクをもたらし事象に対応するための業務継続計画を備えるべきである。この計画には、代替施設の使用も織り込むべきであり、不可欠な情報システム（IT システム）は事務処理の停止から 2 時間以内の再開を確保する設計とすべきである。極端な状況が生じた場合にも、事務処理の障害のあった当日中に FMI が決済を完了できるよう計画を策定すべきである。FMI は、こうした枠組みを定期的に検証すべきである。

DDRJ の業務継続体制は、DTCC グループ全体の業務継続体制とその管理手順に基づき構築されています。

すなわち、DTCC グループは、重要なシステムと事務処理業務（継続的な稼働体制、推奨される時間内での復旧体制を含めて）を継続するために必要な施設、人員、手順を常に整備しており、加えて、DDRJ も自社専用の業務継続性確保のための計画を策定するという体制となっています。

DDRJ の業務継続計画には、業務運営に不可欠なシステムの特定とその復旧時間、勤務先施設への入室が困難になった場合の不可欠な職員の代替勤務体制（自宅勤務等）、職員連絡先一覧、職員への緊急連絡順番表、必要な対外広報や連絡の事項、内容、方法、外部委託業者、監督当局等の緊急連絡先も含めた緊急連絡先網一覧だけではなく、有事の際の対応手順や危機管理手順も包含されています。

これらの業務継続計画は、業務運営に不可欠なシステム、機能変更、職員の異動に応じて、常に見直しを行うとともに、業務継続計画調整担当者によって、毎年、経営陣の承認を受けることとし、年に 1 回はその事務所単位での業務継続計画に関する実地訓練を実施する目標を立てています。

なお、DDRJ の業務継続計画は、DTCC グループ全体の業務継続体制の枠組みに沿って策定しており、その目標稼働復旧時間は 4 時間以内となっています。尤も、DDRJ では取引・資金の決済業務は行っていないため、この稼働復旧時間目標であっても、金融市場に支障を及ぼすことはないものと考えております。

重要な考慮事項 7 :

FMI は、主要な参加者・他の FMI・サービス業者・公益事業者 (utility provider) が FMI の事務処理にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。さらに、FMI では、自らの事務処理が他の FMI にもたらすリスクを特定・モニター・管理すべきである。

DDRJ は取引情報蓄積業務に従事していますので、仮にユーザーにおける事務処理に障害等が発生した場合には、その障害の影響を受けた取引情報が DDRJ へ提供されていない状態であり、その結果として、金融庁に対しても報告ができていない、あるいは報告が遅延するというリスクが存在します。

水道、電気等の社会インフラの途絶リスクについては、取引情報システムを、DTCC グループ全体で複数のデータ・センターの運営を含めて運営していますので、相応のリスク回避対応策は整備しています。

その上で、地域の社会インフラが途絶するという事態が発生した場合については、電気・水道の断絶リスクには緊急代替装置を確保する、通信・インターネットの断絶リスクに対しては複数のサービス提供者と契約を締結する、といった対応をとっております。

さらに、DDRJ は、金商法の規定に基づき、金融庁の正式な承認の下、その業務の一部を関連会社に委託しており、業務委託者としての管理責任を全うするために、業務委託先の主要関係部署と、提供されるサービスの品質について定期的に議論しその品質管理の向上にも注力しています。

なお、DDRJ は取引の決済・清算業務には従事していませんので、自らの事務処理が他の金融市場インフラや金融市場に対して影響や障害が伝播するといったリスクは無く、個別・具体的なレベルで調整・連携体制を構築する必要があるとは認識していません。

原則 18 アクセス・参加要件

FMI は、公正で開かれたアクセスを可能とするよう、客観的かつリスク評価に基づいた参加要件を設定し、公表すべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、直接参加者のほか、必要に応じて間接参加者その他の FMI に対して、リスクに関連付けられた合理的な参加要件に基づいて、自らのサービスへの公正で開かれたアクセスを可能とすべきである。

DDRJ のユーザーは金商法に規定されている取引情報報告義務が課せられている金融商品取引業者等に限定されていますが、その上で、当該金融商品取引業者等が当社のサービスを利用するためには、以下の条件を充足する必要があります。

- ・口座開設のための取引情報収集契約（DDRJ User Agreement）の締結
- ・DDRJ 業務手順書の遵守
- ・DDRJ の業務規程の遵守
- ・本人確認手続の遂行（顧客属性上の制限やマネーロンダリング及びテロ資金供与等への関与防止に関わる関係規制（米国の OFAC 規制ないし資産凍結対象者等との取引禁止を含む）に抵触しないこと）
- ・DDRJ のシステムへのアクセス付与のために必要となる、DDRJ の指定する技術的仕様に準ずるために必要な関係書類の提出
- ・情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定の基準確保
- ・手数料の支払い

DDRJ の上記のような利用要件は、DDRJ の業務特性やユーザーの属性に応じ、かつ、リスクに沿った合理的な利用要件となっており、その内容は、取引情報蓄積業務の安全性・効率性を確保する観点から、必要最低限で、かつ、十分なものとなっています。

重要な考慮事項 2 :

FMI の参加要件は、FMI および業務を提供する市場にとって安全性・効率性の観点から正当化されるものでなければならない。また、FMI 固有のリスクに応じて、そのリスクに見合うように設定され、公表されるべきである。FMI は、リスクコントロール基準が受入可能な範囲に維持されることを条件として、状況が許す限り、アクセスへの影響が最も限定的となる参加要件を定めるよう努めるべきである。

金商法及び関連内閣府令により、店頭デリバティブ取引情報の報告義務が課せられている対象者は金融商品取引業者等に限定されていますので、当該金融商品取引業者等であることが DDRJ が運営する取引情報蓄積業務への参加条件を満たすための法令上の要件となります。

また、全ての DDRJ のユーザーには、弊社の取引情報収集契約、業務規程並びに業務手順書の遵守義務があり、取引情報蓄積業務用のシステム仕様の順守義務や情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定の基準を充足することが求められます。

ユーザーによって指定され、ユーザーに代わって取引データを提供する第三者サービス提供者も、ユーザーと同一の取引情報収集契約において明記ないし参照準用された、業務手順書における守秘義務、技術的仕様要件、情報管理（セキュリティ）上の観点から要求される一定の基準等を含む、各条項の内容に服することになります。

さらに、重要な考慮事項 1 の箇所でも説明しましたように、DDRJ では、利用要件として、口座開設のために必要な関係帳票類の条項遵守、本人確認手続きにおけるマネーロンダリング防止等の観点からのスクリーニングや関連規制の遵守を要請していますが、それらの要件は、DDRJ の業務の特性や

Financial Markets. Forward. ™

ユーザーの属性に応じ、且つ、関係法令や取引情報蓄積業務の安全性・効率性を確保する観点から、必要最低限で、かつ、十分なものとなっています。

DDRJ の利用要件に関する取引情報収集契約や業務規程及び業務手順書の条項は、規制環境や一般的な市場環境の変化、さらには、現行の利用要件に関するリスクや技術発展の状況を常に検証して制定しており、必要な場合には見直しを行い、仮に見直しを実施した場合には、ユーザーに通知がなされ平等に適用されます。

それらの要件を定める取引情報収集契約や業務手順書等は全てのユーザーに手配されるとともに、要請があった場合には、将来利用を検討されている金融商品取引業者等にも提供しています。

また、業務規程や業務手順書は DTCC グループのウェブサイトにも掲示しており、それらの規程類に係わる重要事項等に変更があった場合には、DTCC グループのウェブサイトに掲示する重要通知によりユーザーに連絡されます。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行うべきである。また、参加要件に違反した参加者や、要件を満たさなくなった参加者について、参加停止や秩序立った退出を円滑に行うために明確に定められた手続を備え、これを公開するべきである。

DDRJ の業務規程や業務手順書（これらは、DTCC グループのウェブサイトに掲示しています。）及びその他関連書類において、DDRJ が運営する取引情報蓄積業務への参加要件が記載されています。これらの規定に準じて、DDRJ は参加要件遵守状況並びに参加者によるシステムやサービスの利用状況の適切性をモニターしています。

また、DDRJ の業務手順書においては、関係法令や業務手順書違反（並びに定期的なスクリーニングの結果、制裁対象となっている場合を含む）をしたユーザーの強制的契約解約及び制限措置についても、処分事由、異議申立手続を含めて、詳細に規定しています。

また、業務手順書やその他の書類に変更を加える場合には、全てのユーザーに対する通知に加えて、重要告知事項とされている内容については、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

原則 2 1 効率性・実効性

FMI は、その参加者と業務を提供する市場の要件を満たす上で効率的・実効的であるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、特に清算・決済制度の選択、事務処理体制、清算・決済・記録の対象商品の範囲、技術・手順の利用に関して、参加者や業務を提供する市場のニーズを満たすよう設計されるべきである。

DDRJ は、様々な金融市場インフラを傘下に収める米国持株会社の DTCC を最終的な親会社としており、DTCC は、主要な金融市場参加者である金融機関により設立され、所有されています。重要な金融市場インフラとして、合理的な価格で顧客の効率性向上・リスク管理強化を促進する多様なサービスを提供することを使命としています。その一員として DDRJ は、本邦における唯一の指定された取引情報蓄積機関として業務を運営しておりますが、清算・決済等の業務は行っておりません。また、DDRJ は、金融庁による規制・監督に服している取引情報蓄積機関として、ガバナンスを含むその組織体制や管理体制のあり方については、関連法令等を遵守し、適切にかつ効率的に取引情報蓄積業務を運営するという見地から構築されています。以下にその例を示します。

ガバナンスの観点から

DDRJ は、DTCC の完全子会社であること。

DTCC は米国持株会社であり、様々な金融市場インフラを傘下に有していること。

経営戦略の策定過程の観点から

DTCC グループにおいて、DDRJ を含む各国の取引情報蓄積業務を担う関係会社各社の年次業務目標を策定しており、DDRJ も当該戦略目標の中に位置づけられて業務目標達成に精進しています。当該業務目標は、DTCC 傘下の各法人、DTCC の取締役会のみならず、関係金融業界や監督当局等との協議・調整を経て策定されます。

商品開発過程でのユーザーによる関与の観点から

DDRJ は、弊社のユーザーはもとより、金融業界に関わる多方面の方々と連携することを通じて、商品・サービスの開発とその継続的な品質の向上にむけて、必要に応じてユーザーが関与していただけるように配慮しています。また、DDRJ は、監督当局とも、現在及び将来の規制のあり方について緊密な議論を行い連携をはかっています。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、最低サービスレベル、リスク管理の期待度、業務の優先度などの領域において、測定可能かつ達成可能な目標・目的を明確に定めるべきである。

金融市場インフラ業務を提供する DTCC グループの一員として、DDRJ が担う取引情報蓄積業務の使命と命題は、2009 年のピッツバーグ・サミットにおける G20 合意に基づく店頭デリバティブ取引市場の透明性向上、金融市場におけるシステムック・リスク削減及び市場濫用の防止に貢献するという目的とそれに関連する日本における法令・規則の遵守です。具体的には、関連法令・規則を遵守し、適切なリスク管理態勢に基づき取引情報蓄積業務を運用し、ユーザーの利便性を考慮したサービス及びサポートを合理的な価格で提供することです。

このような業務の効率性や有効性並びにリスク管理に関する状況報告は、DTCC グループの経営陣とも共有され、DTCC グループ全体で業務課題の進捗管理が行われます。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、その効率性と実効性を定期的に評価するための仕組みを導入しておくべきである。

既に説明しているように、DDRJ は、業務推進課題、業務目標進捗状況、オペレーショナル・リスク管理において、種々の指標等も活用し、業務の効率性や有効性が客観的に把握できるようになっており、DTCC グループの経営陣とも情報共有を行うことで DTCC グループ全体での業務課題の進捗状況が把握できるようになっています。

原則 2.2 通信手順・標準

FMI は、効率的な支払・清算・決済・記録を促進するため、これに関連する国際的に受け入れられた通信手順・標準を使用し、または最低限これに適合すべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、国際的に受け入れられている通信手順・標準を使用するか、最低限、これに適合すべきである。

DDRJ は金融市場で国際的に取引されている店頭デリバティブ取引の取引情報を伝達するために一般的に使用されている通信手段、例えば、インターネット、専用線といった手段に対応しています。これらすべての通信手段は、全てのユーザーにおいて利用が可能です。

加えて、仮にユーザーの承認に基づいて権限を委託された第三者サービス提供者がユーザーに代わって、DDRJ のシステムにアクセスする場合であっても、いずれかの通信手段若しくはその組み合わせの通信手段を利用することも可能です。ユーザーは口座開設の段階でどの通信手段を利用するかを選択しますが、DDRJ のサービス利用期間中、いつでも、使用する通信手段の変更・追加を行うことが可能です。

以下に、選択可能な通信手段とそれに対応するメッセージ様式を列挙します。

インターフェース	接続タイプ	フォーマット
専用線	MQ	FpML (Financial Product Markup Language)
専用線	sFTP/NDM (push/Pull)	GSV (Comma Separate Value)
専用線	sFTP/NDM (push/pull)	FpML
インターネット	GUI (Upload/Download)	CSV
インターネット	sFTP (push/pull)	FpML
インターネット	sFTP (push/pull)	GSV

原則 2 3 規則・主要手続・市場データの開示

FMI は、参加者が FMI への参加に伴うリスクと料金などの重要なコストを正確に理解できるよう、明確かつ包括的な規則と手続を設けるとともに、十分な情報を提供すべきである。FMI の関係するすべての規則と主要な手続は、公表されるべきである。

重要な考慮事項 1 :

FMI は、明確かつ包括的な規則・手続を採用し、参加者に十分に開示すべきである。関係する規則と主要な手続も公表すべきである。

DDRJ の取引情報収集契約とそこで参照され準拠することが明記されている DDRJ の業務手順書、さらには、DDRJ の業務規程が、ユーザーを含めた関係者に適用される契約関係並びに業務規則・手続を定めている文書となります。

取引情報収集契約や業務手順書は全てのユーザーに手配されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されているユーザー候補の金融機関等にも提供しています。

また、業務規程、取引情報収集契約並びに業務手順書は、DTCC グループのウェブサイトにも掲示するとともに、それらを変更する場合には、監督当局との調整（業務規程の変更については金融庁による事前承認が必要）や全てのユーザーに対する通知に加えて、重要告知事項として、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

重要な考慮事項 2 :

FMI は、そのシステムの設計と運営のほか、参加者が FMI への参加に伴って生じるリスクを評価できるよう、FMI と参加者の権利・義務についても明瞭な記述を用いて開示すべきである。

DDRJ の業務手順書には、権利・義務関係も規定しており、また、ユーザーは、最終的には自らの責任で DDRJ のサービスとシステムを利用することと定めています。

DDRJ の業務手順書は、全てのユーザーに対して平等に適用されますので、その適用において、特定のユーザーが他のユーザーに比べて、不平等な取り扱いを受けることはありません。

ユーザーは、DTCC グループのウェブサイトアクセスすることにより、必要な書類を入手することができ、将来ユーザーになることを検討されている金融商品取引業者等が、DDRJ のシステムへの接続環境・要件やテストの機能・要件に関する情報を求めている場合にも、守秘義務に服することを条件に、必要な情報を提供しています。

業務手順書は DTCC グループのウェブサイトに掲示するとともに、業務手順書等に重要な変更が生じる場合には、取締役会での承認等、必要な承認手続きを経て、全てのユーザーに対する通知を行います。更に、重要告知事項として、DTCC グループのウェブサイトでも公表しております。

重要な考慮事項 3 :

FMI は、参加者が FMI の規則・手続きや FMI への参加によって直面するリスクを理解しやすくなるよう、すべての必要かつ適切な文書を提示し、研修を実施すべきである。

DDRJ は、以下のような方法で、ユーザーが DDRJ の規則や事務手続の内容を理解することができるための努力を払っています。

- ・DDRJ の業務手順書は全てのユーザーに手配されるとともに、要請があった場合には、利用を検討されている金融商品取引業者等にも提供します。また、DTCC グループのウェブサイトにも掲示し

Financial Markets. Forward.™

ています。

- ・DDRJの業務規程はDTCCグループのウェブサイトに掲示しています。
- ・ユーザーや将来ユーザーとなることを検討している金融商品取引業者等から提示される様々な質問等にも適切な対応ができる体制を敷いています。

重要な考慮事項4：

FMIは、提供する個別サービス水準での料金と、利用可能な割引に関する方針を公表すべきである。FMIは、比較を可能とする目的から、有料サービスについて明確に記述すべきである。

手数料体系表は、現在、業務手順書の附属文書という位置づけになっており、全てのユーザーに予め手配するとともに、口座開設を検討されている金融商品取引業者等から要請があった場合にも、それらの書面を手配しています。また、手数料体系表はDTCCグループのウェブサイトにも掲示しています。

手数料体系表を変更する際には、DDRJの取締役会の承認を得た上で実施することとしていますが、その場合には、全てのユーザー宛に告知します。

重要な考慮事項5：

FMIは、「金融市場インフラのための情報開示の枠組み」(CPSS-IOSCO)に対する回答を定期的に作成・公表すべきである。FMIは、最低限、取引の件数・金額の基本データを開示すべきである。

本文書が、CPSS-IOSCOの「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」に基づく、DDRJの開示文書です。DDRJは、今後、当社ないしその業務に関して重大な変更があり次第、随時、本報告書を更新するとともに、少なくとも2年に一度の頻度で更新した内容の本報告書を開示します。

なお、金融庁は、網羅的に店頭デリバティブ取引に関する取引情報の公表を行っている一方で、DDRJは、DDRJに提供された取引情報に基づき同じ様式で取引情報を公表しています。

原則 2 4 取引情報蓄積機関による市場データの開示

TR は、関係当局と公衆に対して、各々のニーズに沿って、適時にかつ正確なデータを提供すべきである。

重要な考慮事項 1 :

TR は、関係当局や関係業界の期待に沿って、関係当局と公衆のそれぞれに対して、市場の透明性を高めるとともに、他の公共政策目的に資するような包括的かつ十分に詳細なデータを提供すべきである。

金融庁は、網羅的に店頭デリバティブ取引に関する取引情報の公表を行っている一方で、DDRJ は、DDRJ に提供された取引情報に基づき同じ様式で取引情報を公表しています。

重要な考慮事項 2 :

TR は、関係当局に適時・適切なデータの提供を行うための実効的なプロセスと手続を整備し、関係当局が各々の規制上の任務や法的な責務を果たすことができるようにすべきである。

自動化したシステムにより、金融庁へ適時・適切な取引情報報告を行っており、関連法令・規則を遵守し、取引情報蓄積業務を運営しています。

また、仮に取引情報報告システムに障害事象等が発生した場合には、速やかに関係各所に上申、報告がなされ、適切に対処できるような手順を構築しています。

重要な考慮事項 3 :

TR は最新データと過去データを正確に提供できる強固な情報システムを整備すべきである。データは適時に、分析が容易な形式で提供されるべきである。

DDRJ が使用するシステムには取引情報データを検証するプログラムも内在されており、仮にエラー等障害事象が生じている場合でも、適切に対応ができる態勢を敷いております。また、取引情報データのデータ構成は金融庁の要件並びに関連法令規則等に基づき構築されています。

5. 公表物

DTCC ホームページ

<http://www.dtcc.com>

DDRJ 業務規程、業務手順書、その他関連刊行物

<https://www.dtcc.com/repository-and-derivatives-services/repository-services/jfsa>

Financial Markets. Forward.™

DTCC Public (White)